

札幌市交通局告示第 17 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 16 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係（電話 011-896-2709、FAX 011-896-2790）

2 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 札幌市交通局移転業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「運輸・通信業」または「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 4 (2) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 過去 5 年以内に、300 人以上の規模の事務所の移転について(物品・文書の移送、ラック・書庫の解体・組み立ても含む)、履行完了した実績があること(契約書・仕様書等写しを提出すること)。
- (7) 300 人以上の規模の事務所の移転を 3 回以上指揮した経験を有するものを、当該委託の責任者(1 名) 及び担当者(2 名以上)とすることができること(やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること)(従事したことを証明する書類を提出すること)。
- (8) 現場作業員のうち最低 10 名については、300 人以上の規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者としてすることができること(従事したことを証明する書類を提出すること)。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

また、入札説明書は札幌市交通局ホームページの入札契約情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和 8 年 3 月 5 日(木)17 時 00 分(送付の場合は必着のこと。)

イ 提出場所

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

- (3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 6 日(金)10 時 00 分

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局庁舎 5 階 入札室

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、入札説明書に示す書類（上記 3 (6)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類）を添付して上記 4 (2)に示す入札書の提出期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 最低制限価格の設定 無

- (8) 落札者の決定方法

札幌市交通局契約規程第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (9) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Sapporo City Transportation Bureau relocation business
- (2) Time limit for tender: 17:00 on March 5 (Thu), 2026
- (3) Contact point for notification: General Affairs Section, Management & Project Promotion Department, Transportation Bureau, Sapporo Municipal Government, Oyachi-higashi 2-chome 4-1, Atsubetsu-ku, Sapporo 004-8555, Japan. TEL 011-896-2709

入 札 説 明 書

令和 8 年札幌市交通局告示第17号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規定その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 8 年 1 月 16 日

2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709 FAX 011-896-2790

3 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 札幌市交通局移転業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方式 紙入札による事前審査入札方式
- (6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「運輸・通信業」または「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 5 (3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での

入札参加を希望していないこと。

- (6) 過去 5 年以内に、300 人以上の規模の事務所の移転について（物品・文書の移送、ラック・書庫の解体・組み立ても含む）、履行完了した実績があること（契約書・仕様書等写しを提出すること）。
- (7) 300 人以上の規模の事務所の移転を 3 回以上指揮した経験を有するものを、当該委託の責任者（1 名）及び担当者（2 名以上）とすることができること（やむなく責任者及び担当者の変更がある場合には、当該条件を満たす他の者への変更に対応可能であること）（従事したことを証明する書類を提出すること）。
- (8) 現場作業員のうち最低 10 名については、300 人以上の規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有する者としてすることができること（従事したことを証明する書類を提出すること）。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 2 に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 6 日（金）10 時 00 分

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局庁舎 5 階 入札室

- (3) 入札書の提出

入札参加者は、入札書を次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書の提出期限及び提出先

- (ア) 提出期限

令和 8 年 3 月 5 日（木）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

- (イ) 提出場所

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

イ 提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載すること。外封筒（送付用封筒）には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、『「札幌市交通局移転業務」の入札書在中』の旨を記載のうえ、上記アの提出場所あてに提出期限までに必着するよう提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒（送付用封筒）に入れて送付すること。

- (イ) 入札書を直接提出する場合は入札書を封筒に入れ封印し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び業務の名称を記載し、上記アの提出場所あてに提出期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

- (ウ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 8 年 2 月 13 日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間で提出すること。（送付による場合は必着）

ウ 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 5 日まで、上記 2 にて閲覧に供するとともに、札幌市交通局のホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規定第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、上記 5 (2) の日時及び場所にて行う。

イ 入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札（有効な入札に限る。）がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、2 回を限度とする。再度入札に関する事項については、入札者に対して別途通知を行う。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、別紙1に示す書類(上記4(6)～(8)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類)を添付して、上記5(3)に示す入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は交通事業管理者の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に交通事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において交通事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 交通事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙2のとおり

(9) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(10) 本調達、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(11) (10)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

提出書類一覧表

提出書類名称	写しの可否
下記 1 ～ 3 の書類をすべて提出すること。 1 過去 5 年以内に、300 人以上の規模の事務所の移転について(物品・文書の移送、ラック・書庫の解体・組み立ても含む)、履行完了した実績を確認できる書類。 2 本業務の責任者（1 名）及び担当者（2 名以上）が、300 人以上の規模の事務所の移転について 3 回以上指揮した経験を有していることが確認できる書類。 3 現場作業員のうち最低 10 名が、300 人以上の規模の事務所の移転において、中核を担う役割を与えられた経験を有していることが確認できる書類。	写し可

印 紙
貼 付

契 約 書

業 務 名 札幌市交通局移転業務

上記業務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 委 託 代 金 額 総額 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履 行 期 間 令和8年 月 日から
令和8年8月31日まで
- 3 契 約 保 証 金 「免除」又は「金 円」
- 4 そ の 他 の 事 項 別紙契約約款のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 札 幌 市
代表者 札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする業務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務（この契約に基づき履行する業務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した業務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。（秘密の保持）
- 第2条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。（契約保証金）
- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、委託代金額の100分の10以上としなければならない。（権利義務の譲渡等の禁止）
- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。（再委託の禁止）
- 第5条 受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により業務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。（監督等）
- 第6条 委託者は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。（委託者に対する損害賠償）
- 第7条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。（第三者に対する損害賠償）
- 第8条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。（検査等）
- 第9条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに業務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。（委託代金額の支払）
- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、委託代金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下、「約定期間」という。）に前項の委託代金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとなる。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない業務がある場合には、第1項の委託代金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の委託代金額の支払を保留することができる。（履行遅延の場合における違約金等）
- 第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数が

- あるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる委託代金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、業務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りではない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託代金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。（談合行為に対する措置）
- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、委託代金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。（契約の解除等）
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 履行期間内に業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、受託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 業務が履行不能であるとき。
- (2) 業務履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは、契約の目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市交通局契約規程に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的

を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は第2項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の業務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した業務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた業務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

6 委託者は、第1項又は第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

7 委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、委託代金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意または過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者に所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を現状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。